

環大特第 6 号

自治市第 14 号

昭和 47 年 2 月 15 日

航空機燃料譲与税法に関する覚書

環境庁大気保全局長  
山形 操 六

自治省税務局長  
佐々木 喜久治

航空機燃料譲与税法の制定にあたり、その運用について、下記のとおり了解し、覚書を交換する。

記

法第 1 条第 2 項の規定により自治大臣の指定ならびに法第 2 条第 1 項第 2 号の自治省令および同条第 3 項の自治省令（航空機の騒音に関する部分に限る。）の制定にあつては、自治省は環境庁と協議するものとする。